

ファインシンター行動憲章

1 トップメッセージ

自動車産業は100年に一度の大変革を迎えており、気候危機・食糧難・水不足といった社会課題に対する国際的な取り組みがより一層求められています。このような背景の中、AI・デジタル技術の急激な進化、グローバル競争の激化、多様性の重要性が増すことに伴い、企業の社会的責任や、コンプライアンスの重要性が高まっています。

また、経済成果のみを追求する従来型の企業経営は見直されており、ステークホルダー（お客さま、従業員、株主、取引先、行政、地域社会、国際社会などの利害関係者）への配慮を怠らず、適切な情報開示とモラルに秀でた透明性のある企業経営を指向し、健全な経済成果を追求する必要があります。これらのバランスを重視し、企業が自らコンプライアンス重視の価値観を確立することが重要です。

企業は、社会と共生し、ともに喜びを分かち合うべき時代です。社会を無視して企業だけが発展することは許されず、また、企業を犠牲にした社会の発展も認められません。企業と社会は、良好な関係を維持しながら、相互に支えあいながらともに発展を志していかなければなりません。

企業活動がますます複雑化し、スピードと多様性が増す中で、当社が、持続的に価値を創造していくためには、組織と個人が進むべき方向を合わせる「価値観・倫理観」の指針を明確にして、一人ひとりの行動の根拠、基準をしっかりと示すことが求められます。

当社のサステナビリティ（持続的な社会への貢献）の精神は、基本理念である「ものづくりを通し、すみよい社会と人々の幸せに貢献する」に基づいています。「行動憲章」は、この理念を具体的に示し、行動の指針として理解しやすくまとめたものです。私たちの事業は社会的に意義あるものでなければならず、だからこそ、自主的に倫理的な基準を定め、高い倫理観に基づいた行動をしていく必要があります。

「行動憲章」を私たちの企業風土として根付かせるためには、「小さな実践の積み重ね」が重要です。コンプライアンスを重視し、倫理的な行動を続けることで、信頼される企業を目指していきます。

当社のさらなる発展のために、より良き企業風土を築いていきましょう。

2024年12月

株式会社ファインシンター
代表取締役社長 山口 登土也

2 私たちの姿勢

私たちは、基本理念に基づき、企業の社会的責任を果たし、ステークホルダーからの信頼を得て、社会の持続的な発展に貢献すべく、以下の行動憲章を定めこれを遵守し、社会的良識を持って行動することを宣言します。

1) お客さまに対する姿勢

- (1) お客さまの視点に立ち、期待と信頼に応え、お客さまに満足していただける価値ある製品を開発・提供します
- (2) 安全・安心で卓越した品質をお客さまにお届けします
- (3) お客さまの情報を適切に取り扱い、保護します

2) 従業員に対する姿勢

- (1) お互いの人権・年齢・国籍・人種・民族・人格・個性・ジェンダーを尊重し差別的な扱いや児童労働、強制労働を行いません
- (2) あらゆる形態のハラスメントや個人の尊厳を傷つける行為を認めず、いかなるハラスメントの苦情に対しても、直ちに報告し、調査を行います
- (3) 会社と仕事に誇りをもち、互いに協力し合い、会社とともに成長します
- (4) 従業員の個性を尊重し、キャリア形成や能力開発を支援します
- (5) 賃金・労働時間等については各国・各地域の法令を遵守します
- (6) 安全で働きやすく、活力に溢れた職場を確保します

3) 株主・投資家に対する姿勢

- (1) 適時・適切に企業情報を開示し、透明性の高い経営を実現します
- (2) 事業活動を通じて健全な成果を上げ、企業価値の向上を目指します
- (3) 適正な会計基準に則り、会計報告に虚偽等が生じない体制を確保します

4) 取引先に対する姿勢

- (1) 協力会社などお取引先を大切なパートナーとして尊重します
- (2) お取引先とは契約に基づく対等な関係を維持します
- (3) お取引先と公正かつ適正な取引を行います
- (4) 自社の知的財産権を保護し、第三者の知的財産権を侵害しません
- (5) 法令で規制される技術・物品に関して、適切な輸出手続きや管理を行います

5) 社会・地球環境に対する姿勢

- (1) 法令を遵守し、倫理規範に則した誠実で責任ある行動をとります
- (2) かけがえのない地球を守るために環境問題に積極的に取り組みます
- (3) 各国や地域社会の文化や規範を尊重し、それぞれの国や地域・経済に貢献します
- (4) 各国の法令等で禁止されている物質等を使用しません
- (5) 各国の贈収賄法を遵守し、官民間わず公正な関係を維持します
- (6) 反社会的勢力や団体とは一切の関係をもちません
- (7) 社会の一員として、より良い社会を築くために社会貢献活動に積極的に参画します

6) コンプライアンスに対する姿勢

(1) 法令・規則の遵守と透明性

すべての法令、規則、および社内規定を遵守し、法令違反や不正行為を行わないことを誓います。また、企業活動の透明性を確保するために適切な措置を講じます

(2) コンプライアンス教育の実施

定期的なコンプライアンス教育を通じて、倫理的な行動を理解し、実践できるよう促進します

(3) コンプライアンス違反への対応

コンプライアンス違反が発生した場合には、速やかに適切な対応を行い、再発防止策を講じます

(4) リスク評価と管理

コンプライアンスに関するリスクを定期的に評価し、必要な対策を講じます

(5) 誠実な行動と透明性の確保

社内外のステークホルダーからの信頼を築くため、誠実かつ公正な行動を貫き、すべての取引において透明性を確保し、不正な行為を排除します。

(6) 内部通報制度の強化

不正行為や法令違反に関して、役職員（取締役、執行幹部、監査役、正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、派遣社員、期間従業員、アルバイト社員等）が匿名で通報できる内部通報制度を設け、通報者の保護を徹底します。通報内容については、適切かつ迅速な調査を行い、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

(7) マネーロンダリング防止の徹底

マネーロンダリング防止のため、全ての金融取引において不正な資金洗浄が行われないよう監視し、取引先や顧客の背景確認を徹底します。また、疑わしい取引が発覚した場合には、適切な報告と措置を行います。

3 附則

1) 「行動憲章」の周知徹底

- (1) 「行動憲章」は、役員・従業員がいつでも閲覧できる方法で公表します。
- (2) 会社は「行動憲章」の理解を深めるための研修を適宜実施します。
- (3) 重要性や、緊急性の高い課題については、より具体的なマニュアルを作成します。

2) 実施体制

- (1) 「行動憲章」の実施および推進は、社長、社内役員で構成される内部統制委員会およびコーポレートガバナンス部が行います。
- (2) 内部統制委員会は「行動憲章」の制定、運用の承認機関として、コーポレートガバナンス部は施策の実施、推進機関として機能します。
- (3) 各所属長は「推進責任者」として部署内の実施推進に当たります。
- (4) 「行動憲章」に関わる事項で、職場内での解決が難しい場合や上司に相談することが適切でない場合の相談、または「行動憲章」についての問い合わせは、内部統制委員会が対応します。
- (5) 相談者や問合せ者個人のプライバシーに関わる情報の秘密は厳守されます。

3) 「行動憲章」違反に対する措置

- (1) 「行動憲章」に違反した場合、「就業規則」の定めに従い懲戒処分の対象となります。
- (2) 違反者に故意または重大な過失が認められる場合、会社は経済的損害に応じて違反者に対して損害賠償を求めることがあります。

4) 「行動憲章」の改定

「行動憲章」の内容の改定は、内部統制委員会の審議を経て決定されます。

5) 施行日

本憲章は2014年9月1日から施行します。

6) 改定履歴

| | |
|------------|------|
| 2007年8月1日 | 新規制定 |
| 2014年9月1日 | 改定 |
| 2022年4月1日 | 改定 |
| 2023年6月1日 | 改定 |
| 2024年12月1日 | 改定 |